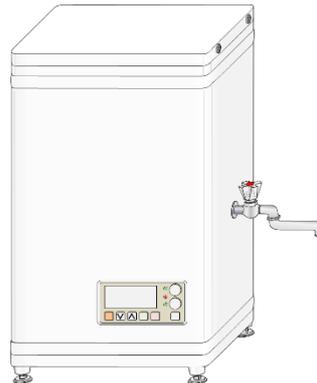




086 電気温水器

定格電圧 100V 以上 300V 以下の交流の電路に使用するものに限る。定格消費電力 10kW 以下

【一般呼称の例】 電気給湯器、貯湯式電気温水器



「電気温水器」とは、原則として、給水方式が水道直結であるもの又は湯沸かし容器が大容量（概ね10リットル超）であるものをいう。（これに該当しないときは、個々の製品についてその機構、機能、用途等によって個別に判断することとなる。）なお、「電気温水器」に該当せず、専ら調理用に使用される電気給湯器については、特定電気用品以外の電気用品の「電気湯沸器」として取り扱う。（範囲等の解釈 二五．（五））

【混同しやすい電気用品】

電気湯沸器、電気瞬間湯沸器

【過去の対象・非対象事例】

電熱器具として規制対象となっていることから、電熱装置を用いていないいわゆるヒートポンプ式貯湯器は「電気温水器」には該当せず、非対象として取り扱う。（出典：ヒートポンプ式電気給湯機（自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器）平成20年2月28日製品安全課）